

安心して出産を迎えるために

妊娠の届出

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

医療機関で出産予定日が確定したら、子育て支援課窓口で妊娠の届出を行ってください。母子健康手帳、妊婦一般健康診査受診票などを併せて交付します。

母子健康手帳の交付、妊婦面談

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

母子健康手帳とは、妊娠中の経過や、出産の状況、お子さんの健康や予防接種の記録など、妊婦の方やお子さんのための大切な健康手帳です。妊娠の届出の際に交付します。

【対象者】金ケ崎町に住民登録をしている妊婦

【受付場所】子育て支援課窓口

【受付日時】毎週月曜日（祝日を除く）午後1時～午後5時

※事前にご連絡ください。受付日時以外の日時に 대해서는 要相談となります。

【持ち物】

①妊娠届出書および妊婦一般健康診査受診票交付申請書

②妊婦給付認定申請書

③口座番号が確認できるもの（通帳等）

④個人番号が確認できるもの

（マイナンバーカード、個人番号が記載された住民票の写し等）

⑤本人確認できる書類（運転免許証等）

記入し、持参ください

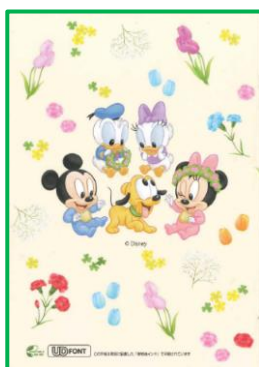
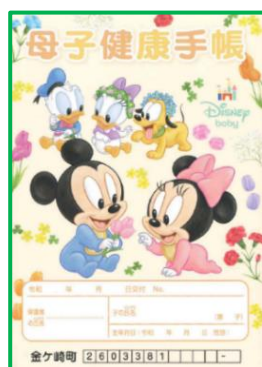
妊婦のもの

※代理人（任意代理人）が届出する場合は、以下の⑥、⑦も必要になります。

⑥本人確認できる書類（運転免許証等）・・・代理人のもの

⑦委任状・・・妊婦本人が記入したもの

※妊産婦医療費助成受給者証申請のご案内を併せて行います。（担当：住民課）



◀令和8年度発行
金ケ崎町母子健康手帳



▲車用ステッカー
（母子健康手帳発行時に
配布しています）

母子健康手帳を交付後の面談の流れ

- ① ご記入いただいた「妊娠届出時アンケート」を元に、出産・育児に向けて面談を行います。
- ② 「マタニティ・子育てプラン」を考え、出産や育児への見通しを立てていきます。
- ③ 妊娠中や出産後に利用できるサポートや事業について説明します。

妊婦支援給付金

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

妊婦の産前産後期間における経済的負担を軽減し、妊婦や胎児である子どもの保健および福祉の向上に寄与することを目的として、妊婦支援給付金の支給を令和7年4月から実施しています。

【対象者】 妊婦給付認定を受けた方

【支給額】 1回目：妊婦 1人あたり 50,000円

2回目：胎児 1人あたり 50,000円

【申請方法】 1回目：妊娠の届出時に申請。

2回目：出産予定日の8週間前（妊娠32週）を目安に、「胎児の数の届出書」が届きますので、必要事項を記入のうえ提出してください。

※胎児心拍確認後に流産および死産された方も対象です。

【持ち物】 振込先の口座番号が確認できるもの

妊婦一般健康診査

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

妊婦一般健康診査は、妊婦の方や赤ちゃんの健康を確認する大切な健診です。

妊娠週数に応じて健診の間隔や回数が決まっています。母子健康手帳交付の際に最大14回分の妊婦一般健康診査受診票と子宮頸がん検診1回分の受診票を交付します。妊娠週数に応じて医療機関に提出し受診してください。

費用は14回目までは無料です。また、14回分の受診票を使い終わり、出産予定日を過ぎて15回目の妊婦健診を受診した場合や、多胎児を妊娠された方の健診費用についても助成していますので、子育て支援課で申請手続きを行ってください。

★転出、転入、県外へ里帰りをする時は11ページをご覧ください。

【対象者】 金ケ崎町に住民登録をしている妊婦

【内容】 妊娠週数に応じて健診内容が異なります。

※健診の時期：妊娠初期から23週・・・・・・4週間に1回

妊娠24週から35週・・・・・・2週間に1回

妊娠36週から出産まで・・・・・・1週間に1回

【助成額】 ・妊娠40週以降（1回を限度）：上限5,790円（保険診療分は対象外）

・多胎妊娠の場合：上限5,000円、5回まで（保険診療分は対象外）

妊婦歯科健康診査

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

心身の様々な変化や生活リズムの変化により、むし歯・歯周病がおこりやすい妊婦の歯の健康を保つために妊婦歯科健診をご案内しています。

【対象者】 金ケ崎町に住民登録をしている妊婦

【受診場所】 町内の歯科医療機関

【費用】 無料

【内容】 問診、歯周検査、口腔清掃状態の診査および歯科保健指導

【受診期間】 出産予定日の1か月前まで

【持ち物】 金ケ崎町妊婦歯科健康診査通知書（母子健康手帳交付時にお渡しします）、母子健康手帳、医療保険の資格が確認できるもの

産前産後期間の 国民年金保険料免除制度

問

住民課 国保年金係 ☎42-2111
一関年金事務所 ☎0191-23-4246

国民年金第1号被保険者の方は、住民課窓口または一関年金事務所へ申請により、出産前後の一定期間について国民年金保険料が免除されます。

【免除期間】 出産予定日または出産する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、免除期間が異なります。）
※出産とは妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産・流産・早産された方を含みます。）

【申請時期】 出産予定日の6か月前から申請可能

【持ち物】 基礎年金番号または個人番号が確認できる書類（年金手帳、個人番号カードなど）、本人確認書類
※出産前に申請をする場合は出産予定日がわかる書類（母子健康手帳など）
※被保険者と子が別世帯の場合は、出産日および親子関係を明らかにする書類（出生証明書など）

産前産後期間の 国民健康保険税免除制度

問

税務課 賦課係 ☎42-2111

国民健康保険被保険者の妊産婦の方は、税務課窓口へ申請により出産前後の一定期間について国民健康保険税が免除されます。

【免除期間】 出産予定日または出産する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、免除期間が異なります。）
※出産とは妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産・流産・早産された方を含みます。）

【申請時期】 出産予定日の6か月前から申請可能

【持ち物】 個人番号が確認できる書類（個人番号カードなど）、出産予定日が確認できる書類（母子健康手帳など）
※多胎の場合は人数分必要
※被保険者と子が別世帯の場合は、出産日および親子関係を明らかにする書類（出生証明書など）

妊産婦医療費助成

問

住民課 国保年金係 ☎42-2111

妊婦・産婦の方の医療費を助成しています。

★詳しくは19ページをご覧ください。

妊婦インフルエンザ接種費用助成

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

妊娠中のインフルエンザ感染による重症化を防ぐことを目的として、予防接種費用の一部助成をしています。※任意予防接種となります。

【対象者】 金ケ崎町に住民登録をしている妊婦

【接種期間】 毎年度10月～1月

【助成額】 1人1回上限1,500円

【申請方法】 医療機関で接種し、接種料金の全額を支払った後、子育て支援課窓口で申請手続きを行ってください。

【申請期限】 予防接種を受けた日の属する年度の末日まで

【持ち物】 領収書、予防接種を受けたことが分かる書類（予防接種済証など）、母子健康手帳、印鑑、口座番号が確認できるもの（通帳など）

妊産婦サポートタクシー助成券

問

子育て支援課 子育て支援係 ☎44-4611

妊産婦のみなさんの安心安全な出産・子育てを支援するために、妊産婦タクシー助成券を妊娠届提出時または転入時に交付しています。

【対象者】 金ケ崎町に住民登録をしている妊婦

【助成内容】 ①妊産婦おでかけ支援タクシー助成券：上限10,000円分(500円券×20枚)。通院や買い物等の外出時に利用できます。

②出産等支援タクシー助成券：上限160,000円分(40,000円券×4枚)。出産等で医療機関に通院する時に利用できます。

※助成券の有効期限は、どちらも母子健康手帳交付日から1年間となります。
※転出した場合は使用できなくなりますので、子育て支援課へ助成券を返却してください。

【持ち物】 母子健康手帳

※代理の場合は運転免許証などの代理人の身分証明が確認できる書類



ご利用案内チラシ▲

ハイリスク妊産婦 アクセス支援助成金

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

ハイリスク妊産婦の方に対し、周産期母子医療センターまでの通院等にかかる交通費や待機にかかる宿泊費の助成を行い、安心して出産できるよう支援をしています。

【対象者】 母子健康手帳を交付され、金ケ崎町内に住民登録をしている妊産婦で、医師から「ハイリスク妊産婦（または同等の状態）」と診断され、周産期母子医療センターに通院または入院されている方

【助成内容】 1回の出産あたり100,000円を上限（宿泊費及び交通費の合計額）

＜宿泊費＞ 待機宿泊に要する実費分

＜交通費＞ 公共交通機関及びタクシーは、実費分

※自家用車による移動は、算定基準額がありますので、お問い合わせください。

【対象期間】 周産期母子医療センターへの通院（妊婦健診・産婦健診・診療）や待機宿泊を始めた日から終わった日まで。

開始…健診や診療のための通院または待機宿泊を始めた日

終了…通院や待機宿泊が終わった日（※産後1か月ごろの健診までが対象）

【申請方法】助成対象期間が終了した日から6か月以内に次の書類を提出してください。

- ・金ケ崎町ハイリスク妊産婦アクセス支援助成金交付申請兼請求書（様式第1号）
- ・金ケ崎町ハイリスク妊産婦アクセス支援助成金交付申請内訳書（様式第2号）
- ・ハイリスク妊産婦該当事項（様式第3号）
- ・母子健康手帳の写し（診療日、出産日及び出産予定日が記載されている部分）
- ・診療明細書及び領収書の写し
（母子健康手帳に記載されている日以外でハイリスク妊娠・分娩に係る疾患の受診をした場合、他科でハイリスクに係る疾患で受診した場合）
- ・宿泊費に係る領収書の写し
- ・交通費に係る領収書、利用証明書、利用明細書、その他交通費の額を確認できる書類の写し

RS ウイルス感染症の定期接種 （母子免疫ワクチン）

問 子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

母子免疫ワクチンとは、妊婦が接種すると、母体内で作られた抗体が胎盤を通じて胎児に移行し、生まれた乳児が出生時から病原体に対する予防効果を得ることができるワクチンです。令和8年4月より、妊婦の方へのRS ウイルスワクチンの予防接種が定期接種の対象となりました。

【対象者】妊娠28週0日～36週6日までの妊婦

【回数】妊娠ごとに1回

パパママセミナー

問 子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

これから出産・育児を迎える夫婦が協力して子育てができるように、妊娠・出産・育児について体験を通して学ぶ場です。

【対象者】金ケ崎町内に住民登録をし、妊娠5か月から9か月頃の妊婦とその配偶者

【開催日】年3回（対象者に個別案内いたします）

【内容】講話、赤ちゃんのお世話体験（お風呂、着替え、オムツ替え等）、妊婦疑似体験等

【持ち物】母子健康手帳

【申込み】開催日の3日前まで

妊婦訪問

問 子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

町助産師が訪問します。「マタニティ・子育てプラン」を元に、妊娠の経過や出産・育児への心配・不安についての相談支援や、産後の支援についての紹介をします。

【対象者】妊娠32週～35週頃の妊婦（かねがさき子育てアプリ母子モのプッシュ通知が届きます）

【費用】無料

妊娠中の転出、転入、県外へ 里帰りをする時は・・・

問

子育て支援課 ☎44-4611

県外へ里帰りされる方

里帰りの際はお知らせがございますので、里帰り時期が決まり次第、子育て支援課へご連絡ください。

金ケ崎町外へ転出される方

- ・母子健康手帳はそのままお使いいただけます。
- ・妊婦一般健康診査受診票は金ケ崎町を転出された日以降、ご使用できません。
転出先市町村の窓口でご確認ください。
- ・妊産婦サポートタクシー助成券を交付された方は子育て支援課まで返還してください。

金ケ崎町内へ転入された方

- ・母子健康手帳はそのままお使いいただけます。
- ・妊娠届の転入手続きおよび妊婦一般健康診査受診票を発行しますので、母子健康手帳をお持ちになり、子育て支援課窓口にお越しください。
- ・妊産婦サポートタクシー助成券を交付します。詳しくは9ページをご覧ください。